インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社オリエンタルランド

当社は、第57期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.olc.co.jp/）に掲載することにより提供しております。

新株予約権等の状況

１．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

２．当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

３．その他新株予約権等の状況

当社は地震リスクへの対応を企図した地震リスク対応型ファイナンスを発行しており、その内容は次のとおりです。

	事業年度末現在 （平成29年３月31日）
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	本新株予約権1個の行使につき金5,000万円をその時有効な行使価額で除して得られる最大整数
新株予約権の行使時の払込金額(円)	（注）１
新株予約権の行使期間	自　平成27年３月30日 至　平成87年３月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	（注）２
新株予約権の行使の条件	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、劣後ローン債権の全部又は一部とし、その価額は、本新株予約権１個につき、金5,000万円とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．
本新株予約権の行使に際して出資される劣後ローン債権の当社普通株式１株当たりの価額は、当初30,235円といたします。ただし、平成27年３月30日以降、行使価額は、次の各項に定める場合に応じ、それぞれ次に定める日の直前の取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に修正されます。なお、行使価額の下限等は、（注）５．①ⅲ）のとおりであります。

①「新株予約権の行使の条件」の②ⅰ）：当該事由が生じた日
②「新株予約権の行使の条件」の②ⅱ）：当該事由が生じた日の15営業日後の日

２．
①本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式１株の発行価格：（注）１に準じた額
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
ⅰ）資本金の額：会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の額
ⅱ）資本準備金の額：ⅰ）の資本金等増加限度額からⅰ）に定める増加する資本金の額を減じた額

３．
①本新株予約権の一部行使はできないものとします。
②前項にかかわらず、行使期間において、以下に定めるⅰ）又はⅱ）に掲げる事由が生じ、かつ、当社が本新株予約権の新株予約権者に対して行使制限を解除する旨を書面で通知した場合において、当該事由が生じた日から75営業日後の日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
ⅰ）次のいずれかの事由
a）当社又は割当先について、支払の停止又は破産手続開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立があったとき
b）当社又は割当先が、解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき
c）当社又は割当先が、事業を廃止したとき
d）当社又は割当先が、手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき
e）支配権等変更事由が発生したとき
f）割当先が、劣後ローンの原資調達のために締結しているローン契約（以下、投資家ローン契約）の債権者に対して有する預金債権その他の債権について仮差押え等が行われたとき
ⅱ）次のいずれかの事由
a）組織再編事由が発生したとき
b）当社が割当先に対する債務の全部又は一部の履行を遅滞したとき
c）軽微な点を除き、劣後ローン契約上に規定された表明及び保証の一つでも真実でないことが判明したとき
d）上のb）及びc）並びに軽微な点を除き、当社の劣後ローン契約上の義務違反が発生し、かかる違反が５営業日以上にわたって解消しないとき
e）当社が発行する社債について期限の利益を喪失したとき
f）当社が劣後ローン契約に基づく債務以外の債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して当社が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき
g）割当先がその債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して割当先が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき
h）気象庁が公表する「地震・火山月報（防災編）」において、マグニチュード7.9以上かつその震央が劣後ローン契約で定められた地震対象地域に属する地震が発生したことが確認されたとき
i）当社又は割当先について、特定調停の申立があったとき
j）当社の発行する普通株式について、株式会社東京証券取引所により整理銘柄指定がなされたとき又は上場廃止となったとき
k）割当先が、投資家ローン契約の債権者に対する債務の全部又は一部の履行を遅滞したとき、投資家ローン契約に基づき割当先が行う表明及び保証が一つでも真実でないことが判明したとき並びにその他割当先の投資家ローン契約上の義務違反が発生し、かかる違反が５営業日以上にわたって解消しないとき

l）劣後ローン契約第18条第９号の表明が真実でないことが判明し、又は劣後ローン契約第19条第２項第８号若しくは第９号に違反することにより、劣後ローン契約上の取引を継続することが不適切であると認められるとき

m）投資家ローン契約第20条第10号の表明が真実でないことが判明し、又は第21条第２項第10号若しくは第11号に違反することにより、投資家ローン契約上の取引を継続することが不適切であると認められるとき

③本新株予約権者がその時々において行使できる本新株予約権の個数は、当該時点において自らが保有している劣後ローン債権の額を5,000万円で除して得られる数を上限とする。

④次のⅰ）及びⅱ）の要件の全てを満たした場合は、本新株予約権者は本新株予約権を全て行使することができなくなるものとし、この場合、本新株予約権は全て消滅するものとする。

ⅰ）劣後ローン契約に基づく貸付人の貸付義務が全て消滅したこと

ⅱ）劣後ローン契約に基づく貸付の実行がなされなかったこと、又は貸付の実行がなされた場合において、劣後ローン債権の全てが弁済その他により消滅したこと

４．

当社が組織再編行為により消滅又は他の会社の完全子会社となる等の場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、再編対象会社の新株予約権を交付します。

５．

①当該劣後ローンは、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

ⅰ）本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落した場合には、交付される株式数が増加することがあります。

ⅱ）行使価額の修正の基準及び修正の頻度

行使価額は、株式会社東京証券取引所における以下の日の直前の取引日の終値に修正されます。

「新株予約権の行使の条件」の②ⅰ）：当該事由が生じた日

「新株予約権の行使の条件」の②ⅱ）：当該事由が生じた日の15営業日後の日

ⅲ）行使価額の下限等

本新株予約権の下限行使価額は、2,250円です。ただし、当社普通株式の株式分割等が行われる場合等により、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により下限行使価額を調整します。

$$\text{調整後下限行使価額} = \text{調整前下限行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時　　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

ⅳ）本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項は設けられておりません。

ⅴ）本新株予約権の行使に際して出資される財産は、劣後ローン債権の全部又は一部です。

ⅵ）当社は平成32年３月30日以降、当社の選択により、本新株予約権と実質的に一体である劣後ローン債権の全部又は一部につき期限前弁済を行うことが可能です。

②権利の行使に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

当社は、割当先との間で、本新株予約権の割当契約において、以下の合意を行っています。

本新株予約権を行使しようとする日を含む暦月において、当該行使により取得することとなる当社普通株式数が割当日における当社の普通株式数の10％を超えることとなる場合には、次に掲げる場合を除き、当該10％を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことができません。

ⅰ）当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表されたときから、なされたとき又はなされないことが公表されたときまでの間

ⅱ）当社に対して公開買付けの公告がなされたときから、当該公開買付けが終了したとき又は中止されることが公表されたときまでの間

ⅲ）株式会社東京証券取引所において当社の普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定されたときから当該指定が解除されるまでの間

ⅳ）本新株予約権の行使価額が平成27年２月24日の株式会社東京証券取引所の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合

ⅴ）新株予約権等の行使期間の最終２ヶ月間

③当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取り決めはありません。

④当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取り決めはありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」についての決定内容の概要は、以下のとおりです。当社は、当該体制に基づき、内部統制システムを構築し運用しております。

１．当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（１）当社は、オリエンタルランドグループ（以下、「ＯＬＣグループ」という。）役職員の倫理・法令遵守に関する規範を示した「ＯＬＣグループ・コンプライアンス行動規範」を以下のとおり制定する。

ＯＬＣグループ役職員は、高い倫理観のもと、法令や社会的規範を遵守し、

① 安全を何よりも優先します。
② 人権を尊重し、差別やハラスメントを防止します。
③ 公正、透明な取引を行います。
④ 個人情報を含む秘密情報を厳格に管理します。
⑤ 反社会的な勢力に対しては毅然とした対応を行います。

また、コンプライアンス上の行動規準として「ビジネスガイドライン」を制定する。

（２）当社は、ＯＬＣグループ各社に適用する「ＯＬＣグループ・コンプライアンス体制管理規程」を制定する。

（３）当社は、ＯＬＣグループの経営の適法性確保およびコンプライアンス精神の徹底を図るための組織として当社社長が指名する者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

（４）コンプライアンス委員会は、ＯＬＣグループ役職員の不正行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときは、必要な調査を行ったうえ、当社経営層または経営会議、監査役会ならびにＯＬＣグループ各社の経営層に対してこれを報告する。

（５）コンプライアンス委員会は、ＯＬＣグループ役職員に対しコンプライアンスに関する教育活動を推進する。

（６）コンプライアンス委員会は、ＯＬＣグループ各社常勤役員から選任されるコンプライアンス推進責任者により構成される「コンプライアンス情報連絡会」を設置し、ＯＬＣグループとして全体最適に考慮したコンプライアンス体制を構築する。

（７）当社は、当社監査役の監査にあたっての基準および行動指針を定める「監査役監査基準」を制定し、監査役は当社取締役または執行役員の法令定款違反行為を発見したときは取締役会に報告する。

（８）当社は、執行部門から独立した内部監査部門として監査部を置く。

（９）当社は、公益通報者保護法に対応する「従業員相談室運用規程」を制定し、社内外に内部通報窓口を設置する。

(10) コンプライアンスに関する社内教育・啓発活動およびコンプライアンス遵守状況のモニターを体系的・継続的に実施する。

２．当社およびその子会社からなるＯＬＣグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）当社は、ＯＬＣグループのリスク管理の基本的な事項を定めた「ＯＬＣグループリスク管理規程」を制定する。

（２）当社は、ＯＬＣグループが保有するリスクを抽出して分析・評価・優先順位付けし、これに基づき個別リスクの予防策・対応策を策定するリスクマネジメントサイクルを設定し、運用する。

（３）リスクマネジメントサイクルを統括する組織として、当社に社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。

（４）リスクマネジメント委員会に特定の分野について定めた分科会を設置し、専門的観点から予防策・対応策を立案し、実行する。

（５）リスクが現実化した場合の対応組織として、「ＥＣＣ（Emergency Control Center）」を設置する。

（６）ＯＬＣグループ各社において緊急時のリスクを認識した場合には、ＥＣＣへの速やかな状況報告を義務づける。

３．当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（１）当社取締役の職務の執行に係る情報は法令および「ＯＬＣグループ情報セキュリティポリシー」「文書規程」等の社内規定に従い適切に保存および管理を行う。

（２）情報の管理を統括する組織として、リスクマネジメント委員会に「情報セキュリティ管理分科会」を設置する。

４．当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）当社は、業務を効率的に遂行するため、各部門の業務分掌および会社の職位制度を「組織規則」に定めるとともに、各職位の職務権限および指揮命令系統を「職務権限規程」に定める。

（２）当社は、意思決定の迅速化を図るため、取締役会決議事項を除く会社の経営に関する重要事項について決議または報告する機関として「経営会議」を設置する。

（３）当社は、ＯＬＣグループ各事業・各組織の監督責任・執行責任を明確化し、取締役の役割を「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を促進することで意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用する。

５．ＯＬＣグループにおける業務の適正を確保するための体制

（１）上記１から４に関する体制については、各委員会のメンバーに当社子会社を加える、各規程は当社子会社にも準用する、など原則として当社子会社も含めた体制とする。

（２）当社は、当社子会社に対する管理を適正に行うため「関係会社管理規程」を制定する。

（３）当社は、当社が策定したＯＬＣグループの経営計画等を当社子会社へ周知徹底し、当社子会社管理について当社における監督の体制と役割を明確にし、当社子会社を指導・育成する。

（４）当社は、当社子会社の経営についてその自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、当社子会社における重要な意思決定事項について当社の承認を要するなど、当社子会社に対する当社の経営管理体制を整備する。

６．当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

（１）当社は、当社監査役の職務を補助するため、専任のスタッフを必要な員数配置する。

（２）当該スタッフの人事評価は当社常勤監査役が行い、人事異動については当該常勤監査役の同意を要する。

７．当社監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（１）当社の監査役専任のスタッフは、監査役補助業務の専従とし、当社取締役およびその他の業務執行組織の指揮命令を受けず、当社監査役の指揮命令にのみ従う。

（２）当該スタッフは、当社監査役の指示の下、当社監査役に同行して監査業務の場に参加する。

（３）当社は、当該スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

８．当社取締役および使用人ならびにその子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（１）当社取締役および執行役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、その他経営に重大な影響を及ぼす事実が発生したときは、ただちに当社監査役にこれを報告する。また、当社子会社に関係する報告すべき事項等は、当社の子会社監督責任部署等を通じ、当社監査役へ報告する。なお、緊急を要する場合は、ＯＬＣグループ役職員が直接当社監査役に報告する。

（２）当社役職員が当社監査役に報告すべき事項、時期、方法等を定めた「監査役報告規程」を制定し、監査に必要、かつ、適切な情報を適時に報告する。

（３）ＯＬＣグループ役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は情報の開示に応じる。また、当社監査役は、子会社の監査役と積極的に意思疎通および情報交換を図る。

（４）ＯＬＣグループ役職員が利用できる内部通報窓口の対応記録等は、当社常勤監査役に適宜報告を行うとともに、経営会議に定期的な総括報告を行う。

（５）当社は、内部通報窓口へ通報を行った者に対し、当該通報等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「従業員相談室運用規程」に規定する。

（６）当社は、当社監査役へ報告を行った者に対し、当該報告等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「監査役報告規程」に規定する。

９．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

（１）当社取締役は、当社監査役による監査に協力し、当社監査役の職務の執行について生ずる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。

（２）当社監査役が職務の執行のために緊急または臨時に支出した費用については、当社に償還請求することができる。

１０．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）当社監査役、当社の会計監査人および、当社内部監査部門は緊密な連係を保ち、効率的な監査を実施する。

（２）当社常勤監査役は、当社取締役会のほか経営会議その他の重要な会議または委員会に出席して意見を述べることができる。

１１．財務報告の信頼性を確保するための体制

（１）財務報告に係る内部統制の構築および評価の責任者は社長とし、構築は総務部が総括責任を負い、評価は監査部が実施する。また、財務報告に係る内部統制全体を推進する会議体として、「内部統制推進会議」を設置する。

（２）監査部は、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が発見された場合、すみやかに社長ならびに取締役会および監査役会に報告する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、上記の「業務の適正を確保するための体制」に則った体制を整備し適切に運用を行っております。当期の運用における主な取り組みは以下のとおりです。

１．当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・全ＯＬＣグループ役職員に対し、コンプライアンス上の行動規準をまとめた「ビジネスガイドライン」を配布し、あらゆる法令を含めた企業倫理の遵守に関する啓発に努めています。

・総務部の担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会が主導し、「ＯＬＣグループ・コンプライアンス体制管理規程」をはじめとした関連規程の整備、内部通報・相談窓口の設置・運用等を継続的に実施しております。

・コンプライアンスに関する従業員教育として、ｅラーニングや職場単位で身近な社会的規範や法令違反リスクについて議論する機会等を設けており、知識と意識の共有を図っております。

・ＯＬＣグループにおける内部通報窓口として従業員相談室を設置しているほか、社外にも顧問弁護士法律事務所内に相談窓口を設置しております。

・当社内部監査部門は、業務の有効性や効率性等につき、各部門および当社子会社を監査し、必要に応じ改善提言を行っております。

２．当社およびその子会社からなるＯＬＣグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスクマネジメント委員会では、ＯＬＣグループが保有するリスクの抽出・分析・評価から予防策・対応策の策定に至るリスクマネジメントサイクルを設定し、継続的に運用しております。

・大規模な事故や災害など、ＯＬＣグループにおける事業遂行上のリスクが顕在化した場合には都度、ＥＣＣを開設し事態の収拾にあたっております。

３．当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・原則四半期ごとに、情報セキュリティ管理分科会を開催し、ＯＬＣグループの情報セキュリティ管理レベルの向上を推進しております。

・情報セキュリティに関する意識浸透を図るため、社内報やｅラーニング等による啓発活動を行っております。

４．当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当期においては、取締役会を原則月１回開催したほか、経営会議を原則月２回、定期的に開催しております。「職務権限規程」にて定められた取締役会決議事項を除く重要事項を経営会議に権限移譲することで、意思決定の迅速化に努めております。

５．ＯＬＣグループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社子会社が当社に対し事前の承認を求める､または報告すべき事項を定めた｢関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社子会社の重要事項において事前に当社で審議し、また、当社子会社から当社に対し経営上の重要事項を報告させております。

６．当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

・当社は監査役の監査機能強化を図るために、取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任の使用人２名が監査役スタッフとして監査役の業務を補助しております。

・当該監査役スタッフの人事評価は当社常勤監査役と直接面談を行うことで実施しており、人事異動についても常勤監査役の同意を得ております。

７．当社監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・前項の監査役スタッフは業務執行から独立しており、当社監査役の指揮命令のみに従っております。また、監査役からの指示があるときは同行して監査業務の補助を行っております。

８．当社取締役および使用人ならびにその子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当期は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見、その他経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した事実はございませんが、「監査役報告規程」において当該有事の場合、当社役職員が当社監査役に報告する旨を定め運用しております。

９．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・当期において、当社監査役が監査計画に従った監査を実施するにあたってあらかじめ予算を措置しており、監査の実効性を担保しております。

１０．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査役、会計監査人および、内部監査部門の三者が会する連絡会を年一回開催し、緊密な連係を保ち監査役監査の実効性を高めております。
また、会計監査人からは監査役に対し四半期に一度、レビュー結果および期末監査結果の報告を受けるほか、その他必要に応じ、期中において意見交換、情報聴取等を行っております。

・社外監査役を含め当社監査役は、全ての取締役会に出席しております。また、当社常勤監査役は、経営会議、リスクマネジメント委員会、およびコンプライアンス委員会にも出席し、意見を述べております。

１１．財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社内部統制の評価結果を内部統制推進会議にて内部監査部門からの共有が行われており、その結果は経営会議において報告されております。

・ＯＬＣグループの財務報告の信頼性を確保するための管理体制、手順等を定めたガイドラインに則り、財務報告に係る内部統制の構築および評価を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、敵対的買収への基本的な考え方を明確にすることを目的として、以下のとおり「会社の支配に関する基本方針」を定める。

１．基本方針の内容

ＯＬＣグループは、「自由でみずみずしい発想を原動力に すばらしい夢と感動 ひととしての喜びそしてやすらぎを提供する」という企業使命のもと、日本国民はもとより、アジアを中心とする海外の人々からも広く愛され、親しまれる企業であり続けること、そしてあらゆるステークホルダーから信頼と共感を集め、その成果であるキャッシュ・フローの最大化を達成することで、長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

ＯＬＣグループのコア事業である東京ディズニーリゾートにおいては、東京ベイエリアの中心的な役割を担うだけでなく、親しみある空間を提供することでより多くのゲストをお迎えして最高のハピネスを分かち合うと同時に、高水準なフリー・キャッシュ・フローを創出し続けることを目指してまいります。とりわけ、テーマパーク事業においては、ゲストの皆様に十分満足していただくために必要な要員や資金を投入し、高いレベルのサービスを提供し続けること、そのための従業員教育に投資を惜しまないこと、安全や清潔さ、魅力的なデザインなど施設のクオリティを決して落とさないこと、そして、新たなアトラクションを適時に導入することをはじめとして継続的かつ資産効率を加味した設備投資を行っていくことが必要不可欠であると考え、これらの施策を実行してまいります。

さらに、長期的な視点で、新たな成長に向けた事業の研究開発を進めてまいります。

このように、当社の経営方針は、換言すれば長期的に成長し続けることを目指すものであり、決して短期の利益のみを追求することではありません。当社は、これらの施策を継続的に実行していくことによってはじめて企業価値を高めていくことができるものと確信しております。

当社は、経営の支配権が移動することによる経営の革新や活性化を一概に否定するものではありません。また、さらなる企業価値・株主共同の利益の向上を実現することが可能な買収を阻止する考えもありませんが、買収には企業価値を毀損する場合もあるため、当社の経営が他者によって支配されることに対しては、取締役会としても極めて慎重に判断しなければならないと考えています。なぜなら、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためには、上記のような取り組みが不可欠であると確信しているからであります。

以上の観点から、当社は、当社の企業価値を毀損するおそれのある者（上記のような経営方針によらない経営をしようとする者も含みます）は、当社の財務や事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考え、これに該当するような者に対し最も適切と判断する措置を行います。

２．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みは行っておりませんが、以下に掲げる経営計画を策定しており、当該計画は、１に記載の基本方針の実現に資するものであると考えております。

当社では、コア事業（東京ディズニーリゾート事業）の長期持続的な成長のために舞浜の土地を有効活用しテーマパーク価値を最大化することを目指してまいります。東京ディズニーランドでは、ファンタジーランドを含め、７つのテーマランドすべてを開発対象にエリア規模での刷新を順次行うなど、インパクトのある開発を行ってまいります。一方、東京ディズニーシーでは世界で唯一の「海」をテーマにしたディズニー・テーマパークとして飛躍的な進化を遂げるべく、複数の拡張用地を活用した大規模なパーク開発を行うことで、質・量ともに体験価値を大幅に向上させてまいります。このほか、東京ディズニーリゾート内のホテル客室数の増加など、東京ディズニーリゾート全体の価値向上に向けたさまざまな検討を行っていく予定です。

また、東京ディズニーリゾート事業以外の新規事業につきましては、目標とする時期を限定することなく、１セグメント化を目指し引き続き検討を進めてまいります。

以上のような取り組みにより、中長期的に企業価値を向上させてまいります。

３．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって、具体的な脅威が生じているものではありません。また、当社として現時点では、そのような買付者が出現した場合の具体的な施策（いわゆる敵対的買収防衛策）を予め定めるものではなく、当社の財務および事業の方針の決定が不適切な者によって支配されることを防止するための取り組みは行っておりませんが、当該方針の決定を支配する者としてふさわしくないと認められる者が現れた場合、当社取締役会は、ただちに、対抗措置を実行することを予定しております。

具体的には、当社株式を大量に取得しようとする者が現れた場合で、それが、上記に記載した当社の企業価値を毀損する行為を目的として当社を支配しようとする者（いわゆるグリーンメーラーなど）、強圧的二段階買収（※注）など株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買収をしようとする者、上記のような当社の長期的な発展・成長を阻害する経営方針・経営戦略をもって当社を支配しようとする者、当社の株主の皆様が当社株式を買収者に譲渡するか保有し続けるかを判断するために十分な情報や時間を与えずに買収しようとする者、当社取締役会が買収の提案を評価するために必要な情報および買収者との交渉や対案の提案を行う時間を与えずに買収しようとする者など企業価値の毀損につながると認められる者であったときは、当社は、ただちに、外部の専門家などを含めて当該買収を評価したうえで最も適切と考えられる措置を検討し、当社の企業価値が毀損されるおそれが高いと判断した場合などは、必要な範囲で状況に応じて適切な対抗措置を実行いたします。

※注：「強圧的二段階買収」とは、買付者の提示する当社株式の買取方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことを意味します。

以 上

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	63,201	111,911	480,925	△46,721	609,317
当期変動額					
剰余金の配当			△11,669		△11,669
親会社株主に帰属する当期純利益			82,374		82,374
自己株式の取得				△25,234	△25,234
自己株式の処分				1,491	1,491
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	70,705	△23,742	46,962
当期末残高	63,201	111,911	551,630	△70,464	656,279

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	14,362	△585	1,847	15,624	624,941
当期変動額					
剰余金の配当					△11,669
親会社株主に帰属する当期純利益					82,374
自己株式の取得					△25,234
自己株式の処分					1,491
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,957	266	△697	△2,388	△2,388
当期変動額合計	△1,957	266	△697	△2,388	44,574
当期末残高	12,405	△319	1,149	13,235	669,515

連　結　注　記　表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項
①連結子会社の数 … 16社
②主要な連結子会社の名称 … ㈱ミリアルリゾートホテルズ、㈱イクスピアリ、㈱舞浜リゾートライン

(2) 持分法の適用に関する事項
①持分法適用の関連会社数 … ４社
②主要な会社等の名称 … 東京ベイシティ交通㈱
③持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項
①重要な資産の評価基準及び評価方法
イ．有価証券
その他有価証券（時価のあるもの） … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
（時価のないもの） … 移動平均法による原価法
ロ．デリバティブ … 時価法
ハ．たな卸資産 … 主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法
イ．有形固定資産（リース資産を除く）
東京ディズニーランド他 … 主に定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
東京ディズニーシー他 … 主に定額法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）… 定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
ハ．リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
ニ．長期前払費用 … 均等償却
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③重要な引当金の計上基準
イ．貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．災害損失引当金
東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見込額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

⑤重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法
イ．ヘッジ会計の方法
通貨スワップ取引 … 繰延ヘッジ処理を採用しており、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
通貨関連 … 通貨スワップ取引
ヘッジ対象
通貨関連 … 外貨建取引

ハ．ヘッジ方針
　リスク管理方針に基づき、為替変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法
（通貨スワップ取引）
　ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を判定しております。また、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定されるものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

⑦のれんの償却方法及び償却期間
　のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

⑧退職給付に係る会計処理の方法
イ．退職給付に係る負債の計上基準
　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産に計上しております。）。
ロ．退職給付見込額の期間帰属方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ハ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の会計処理方法
　数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
　過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しております。
　未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑨消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記
平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用
　法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
　これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記
（連結貸借対照表）
　前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「繰延税金資産」は金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。
　前連結会計年度において独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「繰延税金資産」は金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。
（連結損益計算書）
　明瞭に表示するため、「持分法による投資利益」及び「受取保険金・保険配当金」は、従来、「雑収入」に含めておりましたが、当連結会計年度より独立掲記しております。「固定資産除却損」は、従来、「雑支出」に含めておりましたが、当連結会計年度より独立掲記しております。また、前連結会計年度において、「支払利息及び社債利息」と表示しておりました科目は、当連結会計年度において「支払利息」に名称を変更しております。

４．連結貸借対照表に関する注記
(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
（担保に供している資産）

現金及び預金	211百万円
受取手形及び売掛金	16百万円
流動資産「その他」	6百万円
投資その他の資産「その他」	90百万円
合　　計	325百万円

（上記に対応する債務）

１年内返済予定の長期借入金	113百万円
長期借入金	1,579百万円
合　　計	1,692百万円

　上記のほか、一部の連結子会社で将来発生する債権、連結上内部消去されている「受取手形及び売掛金」0百万円、流動資産「その他」0百万円を担保に供しております。
　また、資金決済に関する法律に基づき投資有価証券701百万円（対応する債務、流動負債「その他」569百万円）、宅地建物取引業法に基づき投資有価証券10百万円を供託しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　690,614百万円

(3) 偶発債務
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務
第９回無担保社債　20,000百万円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
普通株式	363,690	－	－	363,690

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
普通株式	29,514	3,533	706	32,341

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加3,533千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,916千株、従業員持株会型ＥＳＯＰ新制度導入による増加616千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
また、普通株式の自己株式の株式数の減少706千株は、従業員持株会型ＥＳＯＰ旧制度終了による減少601千株、従業員持株会型ＥＳＯＰの信託口から従業員持株会への処分による減少105千株であります。
なお、従業員持株会型ＥＳＯＰの信託口が所有する当社株式については、自己株式として認識しております（当連結会計年度期首688千株、当連結会計年度末598千株）。

(3) 配当に関する事項
①配当金支払額
イ．平成28年６月29日開催の第56期定時株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項
・配当金の総額　　5,860百万円
・１株当たり配当額　　17.50円
・基準日　　平成28年３月31日
・効力発生日　　平成28年６月30日
配当金の総額には、従業員持株会型ＥＳＯＰの信託口に対する配当金12百万円が含まれております。
ロ．平成28年10月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項
・配当金の総額　　5,809百万円
・１株当たり配当額　　17.50円
・基準日　　平成28年９月30日
・効力発生日　　平成28年12月８日
配当金の総額には、従業員持株会型ＥＳＯＰの信託口に対する配当金11百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成29年６月29日開催予定の第57期定時株主総会において、次のとおり提案を予定しております。
普通株式の配当に関する事項
・配当金の総額　　6,638百万円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　　20.00円
・基準日　　平成29年３月31日
・効力発生日　　平成29年６月30日
配当金の総額には、従業員持株会型ＥＳＯＰの信託口に対する配当金11百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数
普通株式　　15,666千株
（注）１．目的となる株式の数は、劣後ローン1,000億円の借入を実行し、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載したものです。
２．新株予約権は、一定の条件に該当した場合に劣後ローンの債権者により権利行使される可能性があります。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入や社債発行にて調達しております。一時的な余資は、預金等の流動性の高い金融資産に限定して運用を行っております。

デリバティブ取引は、実需に伴う取引の範囲に限定し、売買益を目的とするような投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛債権管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。なお営業債権は、短期間で決済されております。

投資有価証券の主な内容である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引を利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(3) 会計方針に関する事項⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	263,801	263,801	－
(2) 受取手形及び売掛金	18,874	18,874	－
(3) 有価証券	10,999	10,999	－
(4) 投資有価証券	52,848	52,848	－
資産計	346,524	346,524	－
(5) 支払手形及び買掛金	17,498	17,498	－
(6) １年内返済予定の長期借入金	4,760	4,760	－
(7) 社債	50,000	50,288	288
(8) 長期借入金	5,814	5,940	125
負債計	78,073	78,487	414
(9) デリバティブ取引（※）	(459)	(459)	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) １年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、金利スワップを適用しない変動金利による長期借入金については、金利が一定ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの　：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、以下のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）		時価（百万円）	当該時価の算定方法
				うち１年超		
為替予約等の振当処理	通貨スワップ取引 米ドル	買掛金 未払金	8,104	8,104	(459)	取引先金融機関から提示された価格による

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額4,686百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,020.58円

(2) １株当たり当期純利益　248.39円

（注）従業員持株会型ＥＳＯＰの信託口が所有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度598千株）。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度639千株）。

８．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年４月27日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の向上を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類　普通株式

②取得し得る株式の総数　3,500,000株（上限）

③株式の取得価額の総額　20,000百万円（上限）

④取得期間　平成29年５月１日から平成29年６月30日まで

⑤取得の方法　東京証券取引所における市場買付

(3) 自己株式の取得の実施内容（平成29年５月10日まで）

①取得対象株式の種類　普通株式

②取得した株式の総数　430,700株

③取得価額　2,850百万円

④取得の方法　東京証券取引所における市場買付

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	63,201	111,403	508	111,911	1,142	155,200	283,901	440,244	△46,721	568,636
当期変動額										
剰余金の配当							△11,669	△11,669		△11,669
当期純利益							73,347	73,347		73,347
自己株式の取得									△25,234	△25,234
自己株式の処分									1,491	1,491
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	61,677	61,677	△23,742	37,934
当期末残高	63,201	111,403	508	111,911	1,142	155,200	345,579	501,922	△70,464	606,571

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	14,328	△585	13,742	582,378
当期変動額				
剰余金の配当				△11,669
当期純利益				73,347
自己株式の取得				△25,234
自己株式の処分				1,491
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,034	266	△1,767	△1,767
当期変動額合計	△2,034	266	△1,767	36,167
当期末残高	12,294	△319	11,975	618,546

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
①子会社株式及び関連会社株式　　… 移動平均法による原価法
②その他有価証券（時価のあるもの）… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
（時価のないもの）… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ … 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産 … 主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産
東京ディズニーランド他 … 主に定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
東京ディズニーシー他 … 主に定額法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
②無形固定資産 … 定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③長期前払費用 … 均等償却
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準
①貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
通貨スワップ取引 … 繰延ヘッジ処理を採用しており、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
通貨関連 … 通貨スワップ取引
ヘッジ対象
通貨関連 … 外貨建取引
③ヘッジ方針
リスク管理方針に基づき、為替変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
④ヘッジ有効性評価の方法
（通貨スワップ取引）
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を判定しております。また、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定されるものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において独立掲記しておりました「繰延税金資産」は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「水道施設利用権」は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「無形固定資産」の「その他」として表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「長期未払金」は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。

（損益計算書）

明瞭に表示するため、「受取保険金・保険配当金」は、従来、「雑収入」に含めておりましたが、当事業年度より独立掲記しております。また、前事業年度において、「支払利息及び社債利息」と表示しておりました科目は、当事業年度において「支払利息」に名称を変更しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

資金決済に関する法律に基づき投資有価証券701百万円（対応する債務、前受金569百万円）、宅地建物取引業法に基づき投資有価証券10百万円を供託しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　633,079百万円

(3) 保証債務等

①関係会社の取引先への仕入債務等に対して652百万円の債務保証を行っております。

②偶発債務

社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

第９回無担保社債	20,000百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

①短期金銭債権	1,411百万円
②短期金銭債務	27,021百万円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	13,657百万円
②仕入高	20,301百万円
③営業取引以外の取引高	2,853百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	29,514	3,533	706	32,341

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加3,533千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,916千株、従業員持株会型ＥＳＯＰ新制度導入による増加616千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

また、普通株式の自己株式の株式数の減少706千株は、従業員持株会型ＥＳＯＰ旧制度終了による減少601千株、従業員持株会型ＥＳＯＰの信託口から従業員持株会への処分による減少105千株であります。

なお、従業員持株会型ＥＳＯＰの信託口が所有する当社株式については、自己株式として認識しております（当事業年度期首688千株、当事業年度末598千株）。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与否認	1,590百万円
減損損失否認	1,171百万円
チケット前受金益金算入	989百万円
未払事業税否認	842百万円
投資有価証券評価損否認	333百万円
その他	924百万円
繰延税金資産合計	5,851百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,385百万円
その他	△346百万円
繰延税金負債合計	△5,732百万円
繰延税金資産の純額	119百万円

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱ミリアルリゾートホテルズ	（所有）直接100%	当社所有資産の賃貸	資金の預り（注）	7,334	預り金	10,547

（注）資金の預りにつきましては、ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利息の支払は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,866.75円

(2) １株当たり当期純利益　221.17円

（注）従業員持株会型ＥＳＯＰの信託口が所有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度598千株）。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度639千株）。

１０．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年４月27日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の向上を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	普通株式
②取得し得る株式の総数	3,500,000株（上限）
③株式の取得価額の総額	20,000百万円（上限）
④取得期間	平成29年５月１日から平成29年６月30日まで
⑤取得の方法	東京証券取引所における市場買付

(3) 自己株式の取得の実施内容（平成29年５月10日まで）

①取得対象株式の種類	普通株式
②取得した株式の総数	430,700株
③取得価額	2,850百万円
④取得の方法	東京証券取引所における市場買付